

消防団情報閲覧コーナー掲載情報

令和5年4月1日現在

都道府県名	茨城県	所在地	〒	309-1293			
市区町村名	桜川市		茨城県桜川市羽田1023				
消防団名	桜川市消防団						
消防団事務所管	桜川市役所総務部防災課防災グループ						
電話番号（直通）	0296-58-5111	FAX	0296-58-5115				
分 団 数	37 分団	定員	580	名	機能別団員数	0	名
		実員	490	名	女性団員数	11	名
メールアドレス	bousai_s@city.sakuragawa.lg.jp						
ホームページ URL	https://www.city.sakuragawa.lg.jp/kurashi/news/page008091.html						
SNS アカウント	なし						

■活動状況（平時・災害時）

平時	<ul style="list-style-type: none"> ・平時においては、災害対応のための訓練や、資機材の整備点検などを行い、消防力を高めています。 ・災害を未然に防止するため、火災予防運動や、地域の催し物が行われるときに、火災予防の呼びかけや警戒活動を行います。 ・大規模な災害（震災など）に備えて、住民一人ひとりの防災行動力を高めるため、初期消火や応急手当の指導を行っています。
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、地震、台風などの災害が起きたら、消防署等、関係機関と一体となって、迅速に消火活動・警戒活動・避難誘導を行います。 ・行方不明者捜索時には、地域住民また消防署及び警察署と連携し、捜索にあたっています。

■消防団への入団条件・方法、入団の促進・PR等

入団条件 ・ 方法	<p><入団条件> 桜川市内に「在住」、「在勤」、「在学」している方で、18歳以上の健康な方が入団できます。</p> <p><入団方法> 1. 総務部防災課までお電話ください。簡単な質問（氏名や住所、職業や連絡先など）をさせていただきます。 2. お電話での確認の後、入団する消防分団の責任者（分団長）と、簡単な面談をしていただきます。（市内には36分団あり、お住まいなどを管轄する地域の消防分団に入団することになります。） 3. 面談で入団が決まりましたら、分団長を通して必要な書類を提出していただき、辞令交付を受け、消防団員としての活動がスタートします。</p>
-----------------	---

	<p><入団促進・PR></p> <p>春・秋火災予防キャンペーン・地域の催し物等において、住宅用火災警報器設置促進啓発を行いながら、入団促進も行っております。</p> <p>また、市内の小・中・高等学校及び飲食店において消防団員募集ポスターの配布を行い、更なる入団促進も行っております。</p> <p>地区の防災訓練等において応急手当指導員として女性分団員が出席して指導を行っております。</p>
--	---

■機関誌「日本消防」への掲載状況（過去5年以内に掲載されたもの）

掲載状況	令和元年度8月号「東西南北」に掲載
------	-------------------

■その他の活動情報、取り組み等（年間行事、活動写真、入団の促進、PR等がありましたら自由に記載してください）